

福島県立光南高等学校

「部活動に係る方針」

令和5年4月5日

本校では、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）や「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）並びに本県の「学校部活動の在り方に関する方針」（令和5年3月）を踏まえ、「心身の発達への配慮」、「学習時間の確保」、「特定の部活動に所属したい意向を持って入学している生徒への配慮」に留意し、適切な指導と事故防止を徹底した、「部活動に係る方針」を次のように策定しました。

1 「休養日や活動時間の設定」

- ① 週当たりの休養日は、部毎に1日以上設定し、休業日に活動した場合には、それに代替する休養日を設ける。
- ② 月当たりの休養日は、部毎に2回程度、土・日曜日・祝日に休養日を設定する。
- ③ 1日の活動時間の上限は、部毎に原則として、平日は2時間程度、週休日は3時間程度とする（活動時間には、活動の準備や片付け等は除く）。
- ④ 週休日に練習試合や大会、発表会等もしくは、それに向けての直前練習や活動内容（種目）の特性等により、3時間以上の活動となる場合は、部顧問（担当者）は計画書（旅行伺い等）を作成し、管理職に提出するとともに、生徒・保護者へ伝える（長期休業中の部活動においても同様の手続きをとる）。

2 「その他」

- ① 部の顧問不在時や学校行事等で、日程が変更になる場合があることをご承知おきください。
- ② お問い合わせは、教頭までご連絡ください。

（担当 教頭 電話 0248-42-0025）